

桑名市交通バリアフリー基本構想

平成 19 年 6 月

桑 名 市

目 次

1. はじめに.....	1
(1) 基本構想策定の背景と目的.....	1
(2) 基本構想策定の検討体制.....	2
(3) 策定フロー.....	4
(4) 交通バリアフリー基本構想策定協議会名簿.....	5
2. 桑名市の概要.....	6
(1) 地勢・人口.....	6
(2) 高齢者数・身体障害者数.....	6
3. 重点整備地区と特定経路の設定.....	8
(1) 特定旅客施設の設定.....	8
(2) 重点整備地区の設定.....	9
(3) 特定経路・準特定経路の設定.....	15
4. 基本方針.....	17
(1) 桑名市交通バリアフリー基本構想のテーマ.....	17
(2) 桑名市交通バリアフリー基本構想の基本方針.....	18
5. 実施すべき事業.....	19
(1) 目標年次.....	19
(2) 道路特定事業.....	20
(3) 交通安全特定事業.....	22
(4) 公共交通特定事業.....	23
(5) その他の特定事業.....	24
6. おわりに.....	26

1. はじめに

(1) 基本構想策定の背景と目的

我が国では、先進国の中で最も急速な高齢化が進んでおり、平成 27 年（2015 年）には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる本格的な高齢化社会が訪れる。

高齢化社会への対応と身体障害者の社会参加を促進するために『高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』

（以下「交通バリアフリー法」）が平成 12 年 11 月に施行された。同法の施行により、バリアフリー化事業の実施を着実に推進するための枠組みが明確にされている。

桑名駅周辺においては、自由通路の整備、西口駅前広場の新設、東口駅前広場の再整備などの一体的な再編に向けた事業が進められつつある。さらに、平成 16 年 12 月 6 日に多度町、長島町との合併で新桑名市が誕生し、今後桑名駅は観光・交流の玄関口にふさわしい整備を行っていくことが求められる。

本調査では、駅周辺の再編に合わせて総合的なバリアフリー化を推進すべく、交通バリアフリー法に基づく基本構想を検討することを目的とする。

基本構想で定める事項

- ・ 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針
- ・ 重点整備地区の位置及び区域
- ・ 特定旅客施設、特定経路等において実施すべき事業 等

（２）基本構想策定の検討体制

市町村が基本構想を策定する場合、特定事業者となる公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会と十分に協議し、各機関の協力のもとに基本構想を策定しなければならない（法第 6 条）。また、公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等の参画により、利用者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

桑名市では、事業者と利用者が情報を共有化し、より円滑な意見収集、意見反映を行えるよう、事業者と利用者で構成される『桑名市交通バリアフリー基本構想策定協議会』を設置する。

なお、交通バリアフリー基本構想策定協議会では、「駅周辺ゾーン」と「歴史公園ゾーン」に分けてゾーン毎に検討を行う。桑名駅周辺における交通施設の配置について検討・協議を開始している関係上「駅周辺ゾーン」については平成 16 年度から開催し、駅周辺の交通施設配置の計画に意見を反映させる。また、「歴史公園ゾーン」は平成 17 年度から開催し、現地調査を行い利用者等の意見を聞くとともに、桑員バリアフリーの会へのヒアリングを行う。さらに、「駅周辺ゾーン」と「歴史公園ゾーン」による合同協議会を経て基本構想の策定・公表を行う。

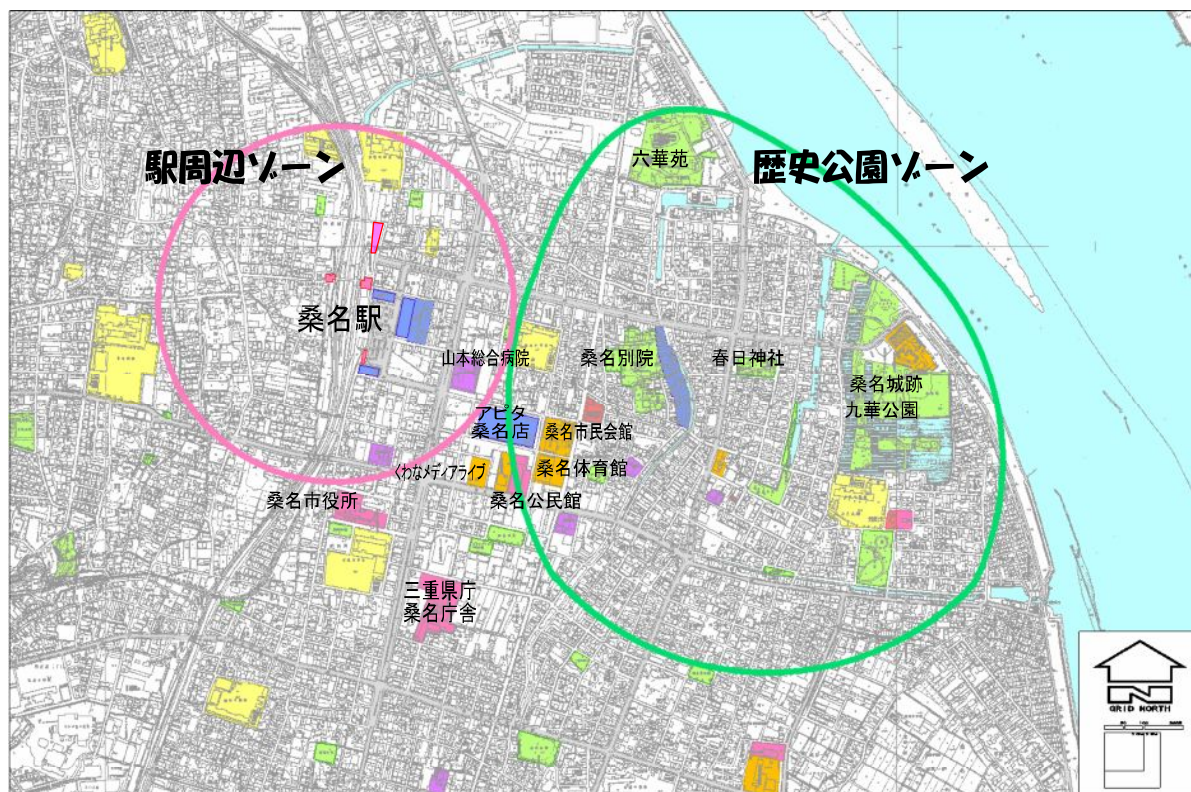


図 1 桑名市の都市構造

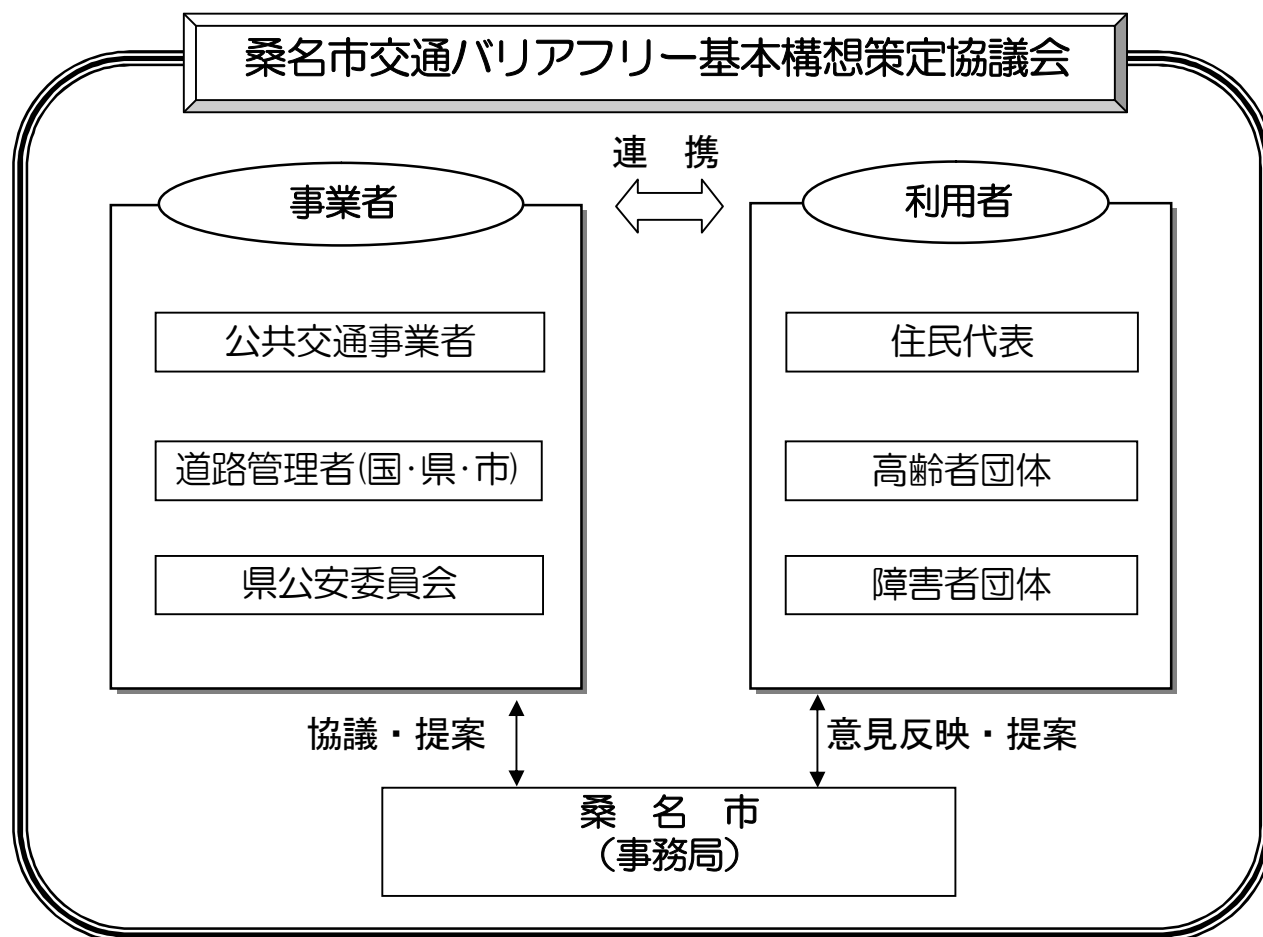
◆◆利用者と事業者の役割◆◆

●利用者の役割

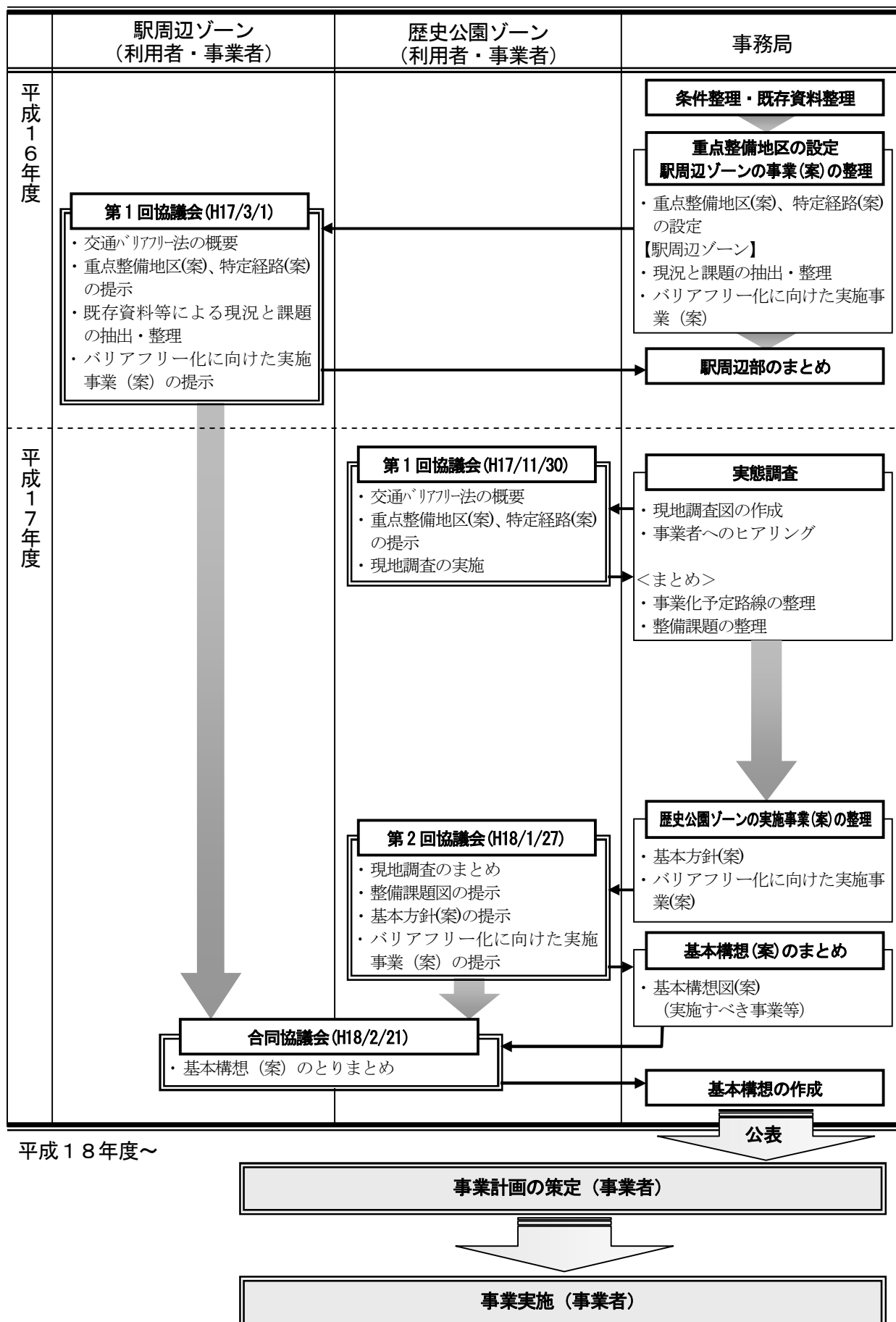
- ・ 利用者の視点からバリアフリー化の現状を評価し、改善すべき課題と利用者ニーズを抽出する。
- ・ 基本構想に利用者の意見を反映させるべく意見集約を行う。

●事業者の役割

- ・ 事業主体ごとに、整備課題、利用者ニーズを把握した上で、事業実施が可能な整備量を見極め、具体の事業内容を検討し、基本構想に対して提案を行う。



(3) 策定フロー



(4) 交通バリアフリー基本構想策定協議会名簿

◆事業者

種 別	組 織
公共交通事業者	東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部管理部総務課
	近畿日本鉄道(株)鉄道事業本部名古屋輸送統括部施設部
	三岐鉄道(株)北勢線管理部
	三重交通(株)桑名営業所
	八風バス(株)
交通安全管理者	三重県旅客自動車協会北勢支部 / (株)三交タクシー北部
道路管理者	桑名警察署
	国土交通省三重河川国道事務所道路管理第二課
	三重県北勢県民局桑名建設部企画保全室
構想策定主体 関係者	桑名市建設部土木課
	桑名市市長公室政策課
	桑名市都市整備部都市計画課
	桑名市都市整備部都市計画課都市再生推進室
	桑名駅西まちづくり事務所
	桑名市保健福祉部児童・障害福祉課
	桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課
	桑名市産業振興部商工課
	桑名市産業振興部観光課

◆利用者

種 別	組 織
高齢者団体	桑名市老人クラブ連合会
障害者団体	桑名市障害者団体連絡協議会 桑名市視覚障害者協会
住民代表	駅周辺部
	駅元町自治会
	有楽町一丁目自治会
	有楽町南自治会
	桑栄ビル自治会
	寿町第二自治会
	錦通り自治会
	歴史公園部
	精義地区連合会
	立教地区連合会
	修徳地区連合会
	大成地区連合会

◆オブザーバー・事務局

種 別	組 織
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局
	三重県健康福祉部地域福祉室エバーグリーンG
	桑員バリアフリーの会
事務局	桑名市都市整備部都市計画課都市再生推進室
	桑名市保健福祉部児童・障害福祉課
	桑名市建設部土木課

2. 桑名市の概要

(1) 地勢・人口

表 1 地勢・人口

項 目	概 要
位 置	三重県の北部にあり、揖斐・長良・木曽の三大河川の河口に位置し、古くから水上交通の要衝、交通交易の拠点として発展してきた水郷の街である。平成 16 年 12 月 6 日に多度町、長島町と合併し、新「桑名市」が誕生した。
面 積	136.7 km ² で三重県全体の約 2.4%を占める
気 候	年間平均気温 17.3℃ (H16) で比較的温暖な気候
人 口	140,146 人 [H18.1 月末現在] 高齢者 (65 歳以上) 25,401 人 [H17.9 月末現在]
世帯数	50,544 世帯/ 平均世帯人員 2.77 人/世帯 [H18.1 月末現在]

【出典：桑名市 HP】

(2) 高齢者数・身体障害者数

1) 高齢者数の推移

本市の高齢者数の伸び率は、市の総人口の伸び率を大きく上回っているが、平成 17 年の高齢化率は 18.1%に達し、全国平均 20.0%よりは低い状況である。

平成 12 年の高齢化率を三重県内で比較すると、県内 13 市中で 3 番目、近隣 6 市町村の中で 2 番目と、やや低い状況にある。

表 2 高齢化率の推移

[単位：桑名市(人)/全国(千人)]

		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	桑名市	97,909	103,044	108,378	140,146
	全国	123,611	125,570	126,926	127,757
高齢者数 (65 歳以上)	桑名市	11,100	13,744	16,793	25,401
	全国	14,895	18,261	22,005	25,600
高齢化率 (%)	桑名市	11.3	13.3	15.5	18.1
	全国	12.0	14.5	17.3	20.0

※ 各年 10 月 1 日現在

(但し、桑名市[平成 17 年]の総人口は平成 18 年 1 月末現在、
桑名市[平成 17 年]の高齢者数は平成 17 年 9 月末現在)

【出典：総務省統計局・桑名市 HP】

2) 身体障害者数

本市の身体障害者手帳交付者数は、3,751 人（平成 17 年 3 月 31 日現在）であり、総人口の約 2.7%にあたり、三重県全体の割合 3.5%、全国の割合 3.7%に比べやや少ない。

表 3 身体障害者手帳交付者数の推移

年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
桑名市※1	2,387	2,384	2,419	2,607	2,740	3,751※3
三重県※1	55,320	57,498	58,664	62,091	63,282	64,334
全 国※2	4,199,035	4,292,761	4,373,295	4,448,948	4,559,965	4,672,390

※1 各年 4 月 1 日現在 ※2 各年度末現在

※3 平成 17 年 3 月 31 日現在(合併後の数値)

【出典：三重県統計書，社会福祉行政業務報告】

3. 重点整備地区と特定経路の設定

(1) 特定旅客施設の設定

以下の要件に該当する旅客施設を特定旅客施設として設定する。

【特定旅客施設の要件】

以下のいずれかの要件に該当する旅客施設

- ① 1日の利用者が5千人以上の施設
- ② 当該市町村の高齢化等の地域状況からみて、高齢者、身体障害者の利用者が①の旅客施設と同等以上の施設
- ③ 徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる施設

特定旅客施設の設定

本市の1日の平均乗降客数が5千人以上の施設は、JR 桑名駅及び近鉄桑名駅（以下、桑名駅）である。

JR 桑名駅の1日の平均乗降客数 7,871 人 > 5,000 人

近鉄桑名駅の1日の平均乗降客数 23,661 人 > 5,000 人

表4 市内各駅日平均乗降客数（平成16年3月末現在）

[単位：人/日]

路線	JR 関西本線		近鉄名古屋線			近鉄養老線				三岐鉄道北勢線					
駅名	桑名	長島	桑名	益生	長島	播磨	下深谷	下野代	多度	西桑名	馬道	西別所	蓮花寺	在良	七和
乗降客数	7,871	688	23,661	3,067	3,660	879	1,632	465	1,968	4,479	400	406	665	271	692

桑名駅は JR 関西本線、近鉄名古屋線、近鉄養老線、三岐鉄道北勢線が乗り入れる本市の中心駅で、乗降客数も他の旅客施設を大きく上回り、周辺には、高齢者、身体障害者等を含む不特定多数の人々が利用する主要施設が多く分布している。

また、桑名駅周辺は、中心市街地活性化の拠点として、また、桑名市の玄関口としての機能更新が強く望まれており、桑名市の将来都市像を実現する上で重要な要素になっている。

『桑名駅』を特定旅客施設として設定

(2) 重点整備地区の設定

桑名駅を中心とした範囲において、以下の3つの要件を満たす地区を重点整備地区として設定する。

【重点整備地区の要件】

- ① 桑名駅からの徒歩圏内において、高齢者、身体障害者等が日常的利用する主要な施設を含む地区（施設要件）
- ② 移動円滑化のための事業が特に必要である地区（課題要件）
- ③ 事業を行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区（効果要件）

表5、図2に示すように、桑名駅の徒歩圏内(概ね500m～1km)には、官公庁施設、福祉施設等の高齢者、身体障害者等が日常的に利用する主要な施設が多く存在する。

公共交通機関を主な交通手段とする移動制約者が、主要施設へ安全に移動するためには、桑名駅から各施設までの経路のバリアフリー化が特に重要である。また、桑名市の重点課題である中心市街地活性化を推進する上でも、桑名駅及び駅前広場の機能更新とあわせて高齢者、身体障害者等を含むすべての人々が安全かつ快適に回遊できる歩行空間を確保することが必要である。

本構想では、主要な施設の分布状況（表5、図2）と上位計画における歩行系路線の位置付け（図3）を勘案し、桑名交流都市創生計画の拠点地区（駅周辺ゾーン、歴史公園ゾーン）等を基本として、主要な施設を含み、幹線道路等で明示可能なエリア（約129ha）を重点整備地区として設定する（図4参照）。

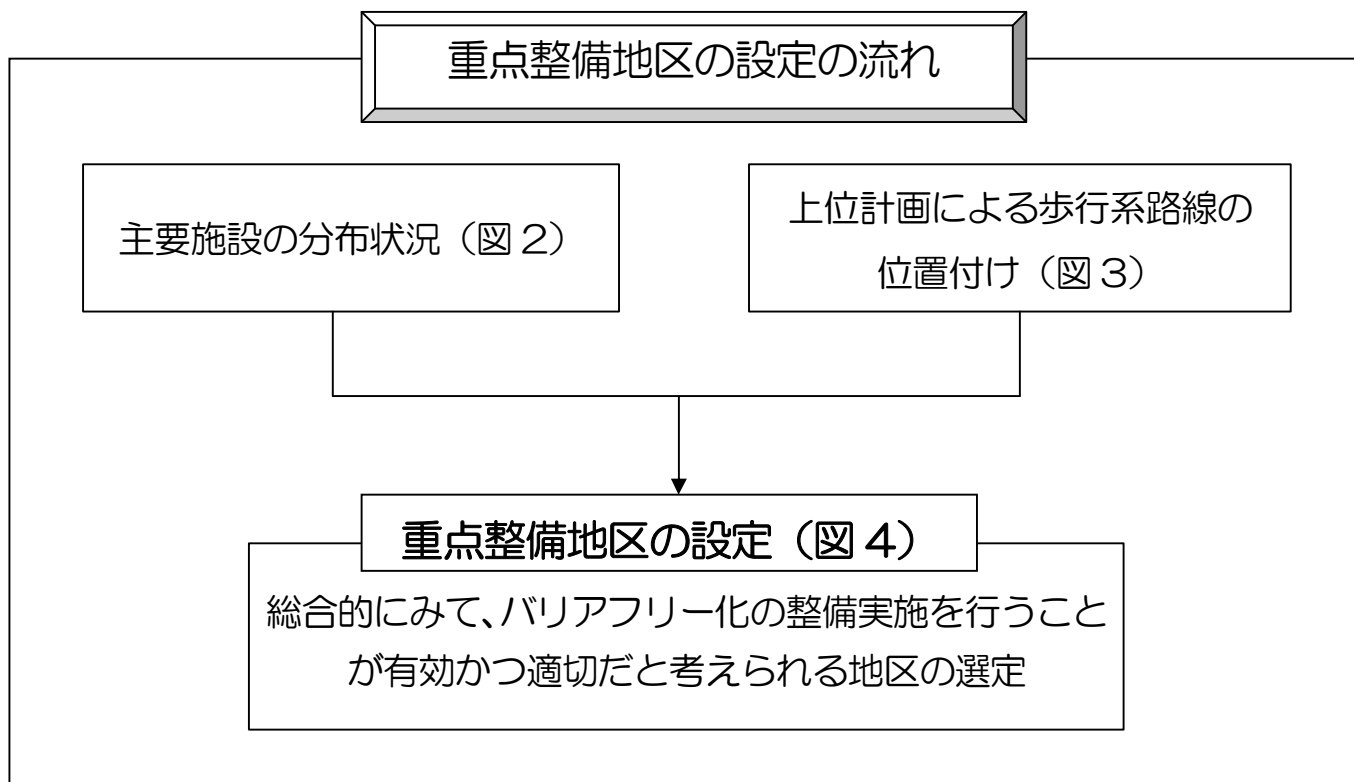
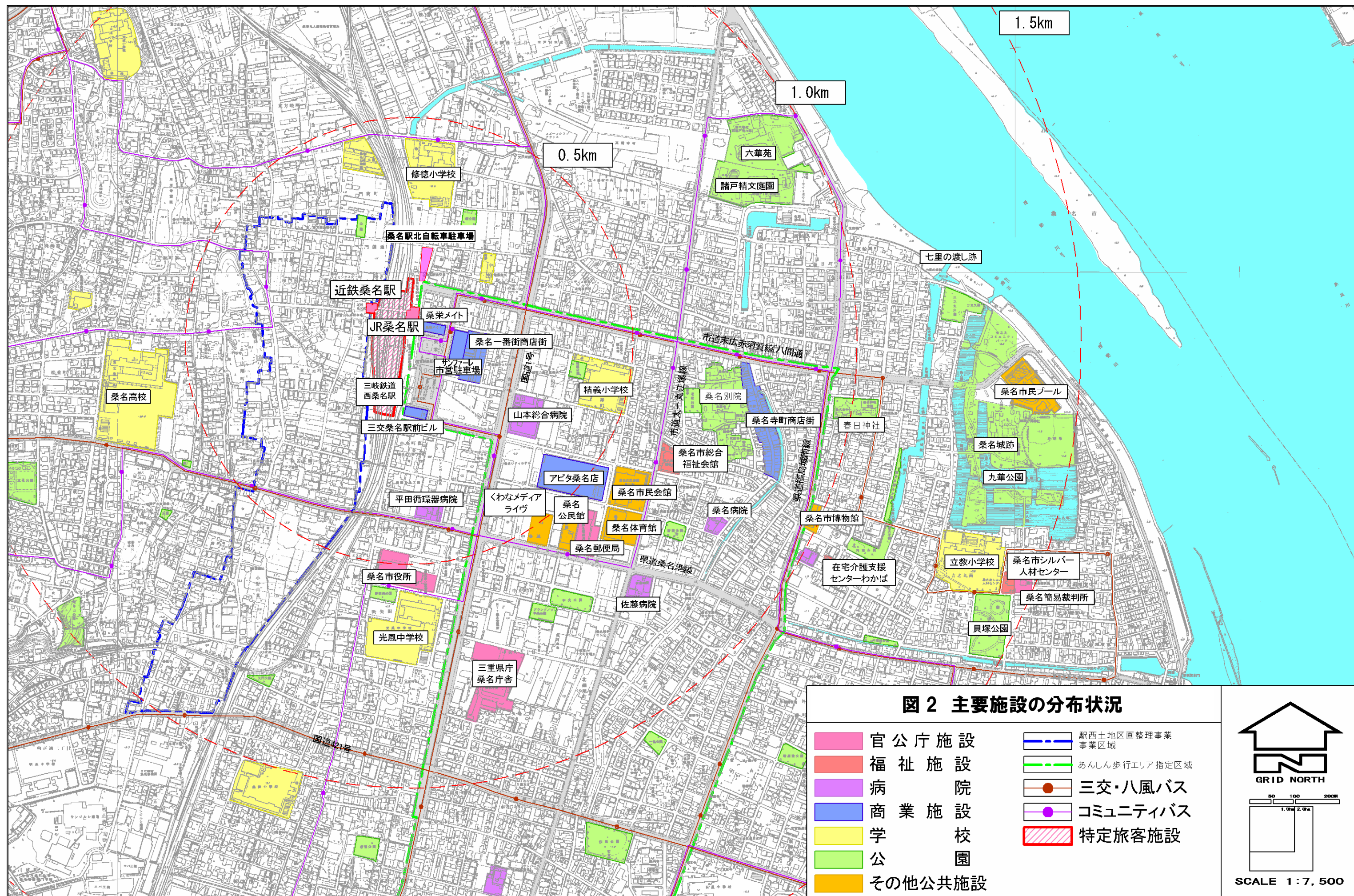
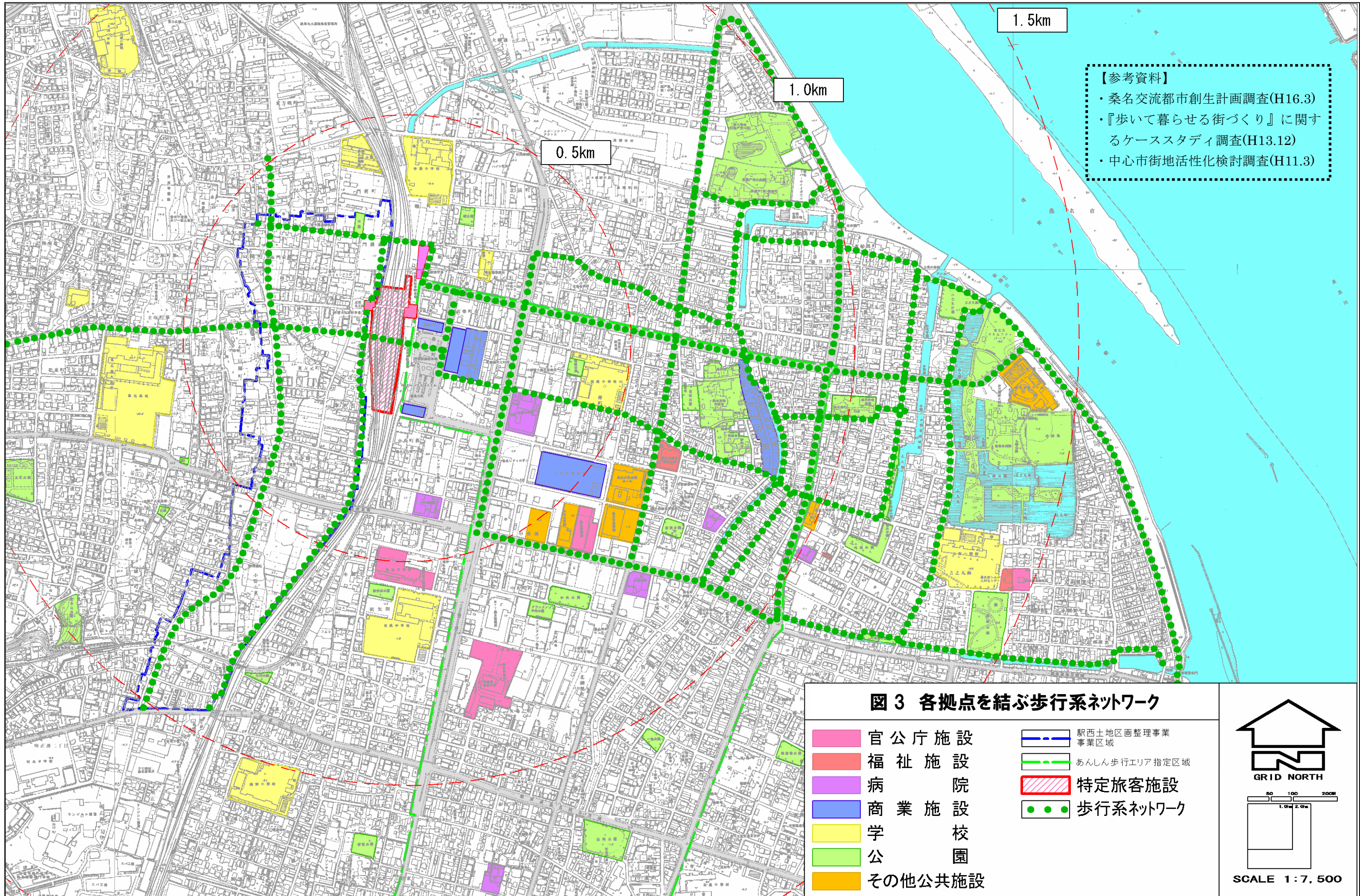
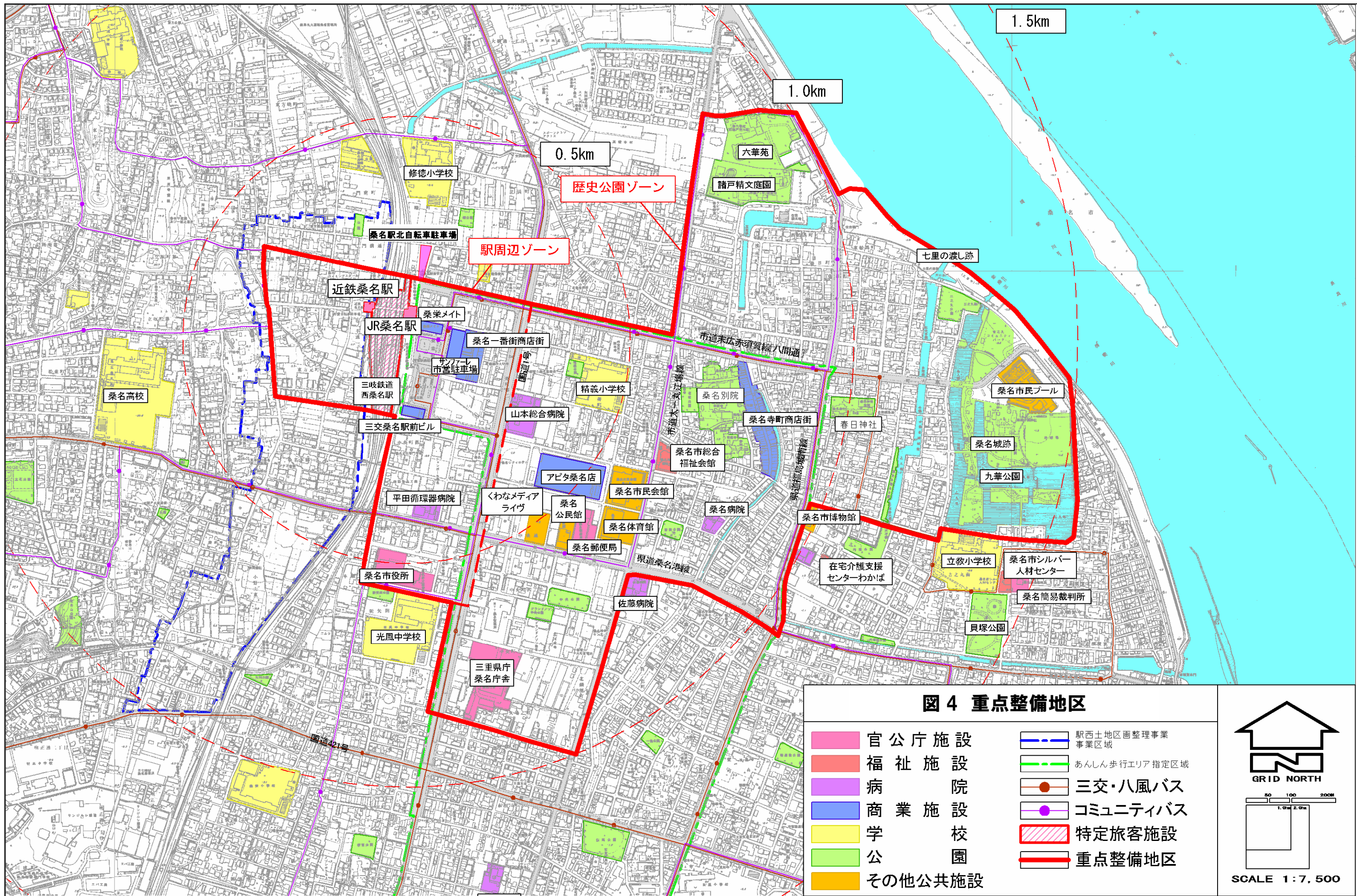


表 5 主要施設の分布状況

種別	施設名	桑名駅からの距離		
		0～500m	～1.0km	～1.5km
官公庁施設	市役所	○		
	三重県庁桑名庁舎		○	
	桑名郵便局		○	
	桑名簡易裁判所			○
	桑名市総合福祉会館		○	
	在宅介護支援センターわかば			○
商業施設	桑栄メイト	○		
	サンファール・市営駐車場	○		
	三交桑名駅前ビル	○		
	桑名一番街商店街	○		
	アピタ桑名店	○		
	桑名寺町商店街		○	
病院	山本総合病院	○		
	平田循環器病院	○		
	桑名病院		○	
	佐藤病院		○	
公園・寺社	六華苑		○	
	諸戸精文庭園		○	
	桑名別院		○	
	春日神社		○	
	九華公園，桑名城跡			○
その他 公益施設	くわなメディアライヴ	○		
	桑名市民会館		○	
	桑名体育館		○	
	桑名市博物館		○	
	桑名市シルバー人材センター			○
	桑名市民プール			○







(3) 特定経路・準特定経路の設定

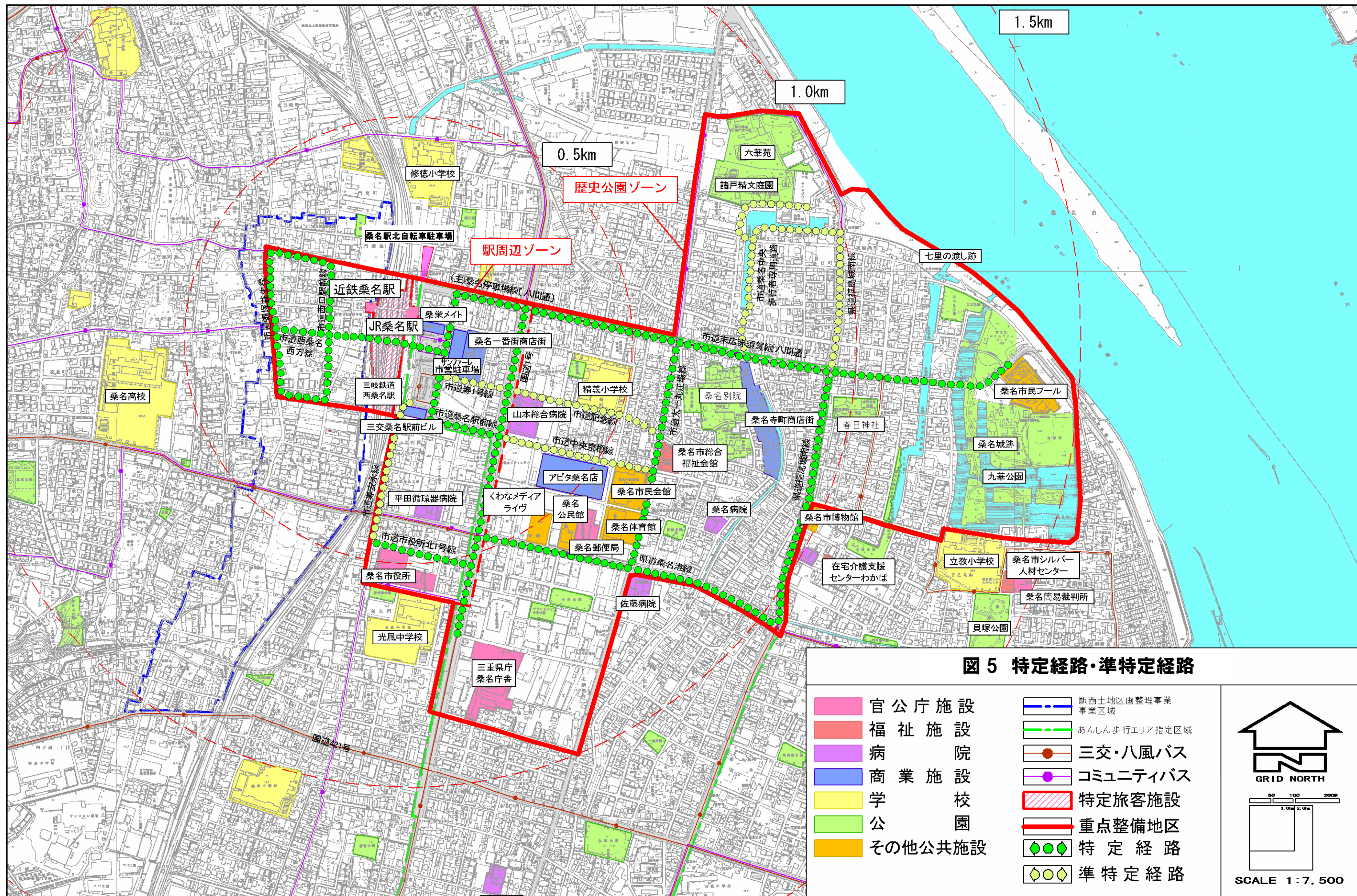
本構想で対象とする事業は、桑名駅と主要施設を結ぶ特定経路において、高齢者、身体障害者等の円滑な移動を確保するための事業である。

財政状況が厳しい中、重点整備地区内のすべての経路を対象に事業実施することは困難であり、重点的かつ一体的な整備により、早期に十分な効果を発揮できる経路を対象にすることが重要である。

本構想では、各特定事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路を確保できるよう留意しつつ、下記の要件を満たす経路を『特定経路』『準特定経路』として設定する(図 5 参照)。なお、特定経路、準特定経路の設定に際しては、主要施設の分布状況(図 2)、歩行系路線の位置付け(図 3)を勘案して検討を行った。

表 6 特定経路・準特定経路の位置付け

	特定経路	準特定経路
位置 付け	バリアフリー化を実施する経路	バリアフリー化に 努める経路
定義	① 特定旅客施設と高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁、福祉施設、その他施設との間の経路 【交通 BF 法第 2 条第 7 項第 2 号】 ② ①の経路において、平成 22 年度までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な基準(円滑化基準)」を満足できる経路 【移動円滑化の促進に関する基本方針】 ③ 歩道の有効幅員は道路構造令第 11 条第 3 項に定める値(最低 2m)以上。 【重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準】	左記②③を満たす事ができないが、桑名市の移動円滑化のために重要な路線であるため、早期に移動円滑化の実施に努める路線



4. 基本方針

(1) 桑名市交通バリアフリー基本構想のテーマ

桑名市交通バリアフリー基本構想のテーマ

誰もが安心して過ごせる賑わいあるまちづくり

全ての市民が安心して暮らせるために、高齢者や身体障害者等が自立して日常生活を営める環境づくりが必要である。また、桑名市は平成 16 年 12 月 6 日に多度町、長島町との合併で新桑名市が誕生し、今後桑名駅は観光・交流の玄関口にふさわしい整備を行っていくことが求められる。

本構想は、ユニバーサルデザインの観点に立った整備・改善を図り、高齢者・身体障害者を含め多くの住民や来訪者が安全・快適に過ごせる賑わいのあるまちづくりをめざすものである。

(2) 桑名市交通バリアフリー基本構想の基本方針

本構想は、道路管理者、公共交通事業者、公安委員会等の各事業主体が市民と協働で、計画的に事業展開することにより実現する。

桑名市の将来都市像の実現に向けて、誰もが安心して過ごせる交通環境を提供するために、以下の基本方針に基づきバリアフリー化事業を推進する。

◆重点整備地区のバリアフリー化を契機とした全市的なバリアフリー化の推進

誰もが安心して過ごせる賑わいあるまちづくりを推進する上で、まず交通バリアフリー法に基づく重点整備地区についてのバリアフリー化を進め、これを契機として全市的なバリアフリー化への展開を図る。また、高齢者、身体障害者等の外出支援に資する施設（トイレ、水飲み場等）については整備・改善に向けて関係機関との調整を行う。

◆市民参加によるバリアフリー化事業の実施

バリアフリー化事業の実施にあたっては、計画段階から市民の参加を得ることにより高齢者・身体障害者等の利用者の意見を十分に反映させる。また、事業の計画段階のみならず施設供用後もモニタリング活動等を実施し、常に利用者の意見をフィードバックできる体制を確立する。

◆心のバリアフリー化の推進

交通施設のバリアフリー化により、高齢者、身体障害者と健常者の触れ合う機会が増加する。人々が相互に思いやり、自然に支え合えるように、『ノーマライゼーション』の理念を広く浸透させ、様々な人の特性に対して理解を深める「心のバリアフリー化」への取組みを推進するものとする。

5. 実施すべき事業

『誰もが安心して過ごせる賑わいあるまちづくり』を推進するためには、特定旅客施設及び特定経路において、整備課題に対する実現化方策が必要となる。

ここでは、本構想の目標年次を定め、実施すべき事業として「道路特定事業」「交通安全特定事業」「公共交通特定事業」及び「その他の事業」の内容を示す。

（１）目標年次

交通バリアフリー法において、市町村が作成する基本構想は、国が定める基本方針に基づくこととされている。国が定めた基本方針では、移動円滑化の目標年次を平成 22 年（2010 年）としているため、本構想の目標年次も平成 22 年とする。

したがって、以下に定める実施すべき事業は、平成 22 年までに実施することを基本とし、長期的な視野にたって推進すべき事業に関しては、目標年次後も引き続き推進していくこととする。

（２）道路特定事業

道路特定事業は、国土交通省、三重県、桑名市の各道路管理者、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「歩車道分離」「歩道の平坦性確保」「視覚障害者誘導用ブロック」「電線類の地中化」等を中心とする歩行空間のバリアフリー化を図ることが主な事業内容となる。各事業主体による道路特定事業は以下の通りである。

１）国土交通省

国土交通省が管理する国道１号の歩行空間におけるバリアフリー化事業は実施済みである。

２）三重県（特定経路）

路線名	主な事業内容	概ねの整備時期 （予定）
特定経路② 県道桑名港線 （中央町交差点 ～大中央町交差点）	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良 ・ 電線類の地中化 ・ エスコートゾーンの設置 （大中央町交差点）	～平成 22 年
特定経路④ 主要地方道 桑名停車場線 [八間通]	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（主 要交差点部の視覚障害者誘導用ブロッ クの色を黄色に変更[交差点 1 箇所]）	～平成 22 年

※グレーチングの改良は維持管理業務で対応する。

３）三重県（準特定経路）

路線名	主な事業内容	概ねの整備時期 （予定）
準特定経路① 県道福島城南線 （田町交差点以北）	・ 歩道の改良（交差点部における段差の 解消、勾配の緩和） ・ 視覚障害者誘導用ブロックの新設	電線類地中化計 画に合わせて整 備

4) 桑名市（特定経路）

路線名	主な事業内容	概ねの整備時期 (予定)
特定経路⑤ 市道桑名駅前線 (有楽町交差点 ～桑名西駅前交差点)	- 歩道の改良（歩道の拡幅、交差点部における段差の解消、勾配の緩和） - 視覚障害者誘導用ブロックの新設・改良 - エスコートゾーンの設置 (有楽町交差点、桑名信用金庫駅前支店前、桑名西駅前交差点)	～平成 22 年
特定経路⑤ 市道桑名駅前線 (桑名西駅前交差点 ～寿町 2 丁目交差点)	- 歩道の改良（交差点部における段差の解消、勾配の緩和） - 視覚障害者誘導用ブロックの新設・改良	
特定経路⑥ 市道西口駅前線	○道路の新設 [区画整理事業により新設] ※「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づき整備を行う。 - 歩道のバリアフリー化 - 等	平成 19 年 ～平成 26 年 ※区画整理事業のスケジュールに合わせて整備
特定経路⑦ 市道西桑名西方線		
特定経路⑧ 市道蛸塚益生線		
特定経路⑨ 市道末広赤須賀線 [八間通]	- 視覚障害者誘導用ブロックの改良（主要交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの色を黄色に変更[交差点 8 箇所]） - エスコートゾーンの設置 (みどりや前交差点)	～平成 22 年
特定経路⑩ 市道太一丸江場線	- 歩道の新設 (縁石等による歩車道の分離) - 視覚障害者誘導用ブロックの改良 (途切れている区間への新設)	～平成 22 年

※グレーチングの改良は維持管理業務で対応する。

5) 桑名市（準特定経路）

路線名	主な事業内容	概ねの整備時期 (予定)
準特定経路② 市道寿 1 号線	- コミュニティ道路化（歩道の新設） - 視覚障害者誘導用ブロックの新設	～平成 22 年
準特定経路④ 市道記念線	- 歩道の改良 (カラー舗装による歩車道の分離表示) - 視覚障害者誘導用ブロックの新設 (交差点、学校・病院入口等主要箇所に設置)	平成 17 年 ～平成 18 年
準特定経路⑤ 市道中央京橋線	歩行者空間の確保	～平成 22 年

※グレーチングの改良は維持管理業務で対応する。

（３）交通安全特定事業

交通安全特定事業は、県公安委員会が本構想の内容に基づき実施する事業であり、「交差点」や「歩道」において移動の安全性向上を図ることが主な事業内容となる。交通安全特定事業は以下の通りである。

１）交差点

場 所	改良内容	概ねの整備時期 （予定）
特定経路⑨ 市道末広赤須賀線〔八間通〕 「みどりや」前交差点 ○田町交差点	・ 歩行者用信号の青時間の延長	平成 18 年 2 月 7 日に完了
共通事項（特定経路）	・ 特定経路上の信号機に歩行者用灯器 を設置	条件が整い次第 順次整備

２）歩道

場 所	実施内容	概ねの整備時期 （予定）
共通事項 （特定経路・準特定経路）	・ 歩道上の駐車・駐輪の取締り強化	平成 18 年～

（４）公共交通特定事業

公共交通特定事業は、鉄道及び路線バスの公共交通事業者が本構想の内容に基づき実施する事業であり、「旅客施設」と「車両」を中心とする公共交通施設でのバリアフリー化を図ることが主な事業内容となる。各事業主体による公共交通特定事業は、以下の通りである。

１）鉄道

種 別	事業内容	概ねの整備時期 （予定）
駅舎	○駅舎の移設 ・ 昇降施設の設置 ・ 券売機及び自動改札機の車イス対応 ・ 多機能トイレの設置 等	自由通路の整備時期 に合わせて整備

桑名駅では、自由通路の整備、西口駅前広場の新設、東口駅前広場の再編等の事業が計画されている。

これに伴い、鉄道各社が駅舎を移設する場合は、「移動円滑化基準」に基づき事業を実施するものとする。

なお、JR 駅舎については平成 12 年にバリアフリー化事業が実施されており、改札口から各プラットフォームまでの移動円滑化経路が確保されている。

２）バス

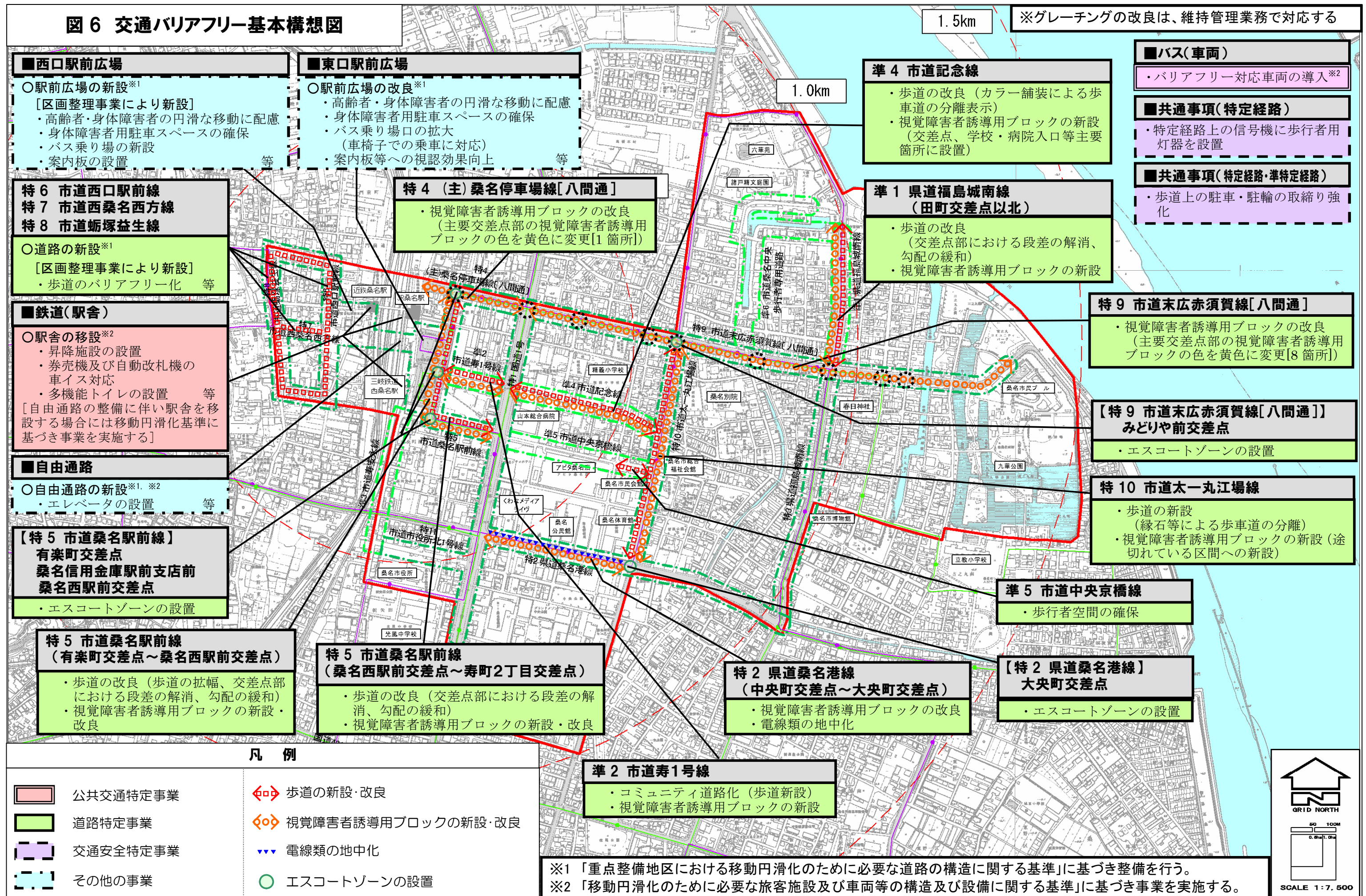
種 別	事業内容	概ねの整備時期 （予定）
車両	・ バリアフリー対応車両の導入	取替え時に順次対応

※「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき事業を実施する。

(5) その他の特定事業

種 別	事業内容	概ねの整備時期 (予定)
東口駅前広場	○駅前広場の改良 ※「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づき整備を行う。 ・ 高齢者・身体障害者の円滑な移動に配慮 ・ 身体障害者用駐車スペースの確保 ・ バス乗り場口の拡大 (車椅子での乗車に対応) ・ 案内板等への視認効果向上 等	～平成 22 年
西口駅前広場	○駅前広場の新設 [区画整理事業より新設] ※「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づき整備を行う。 ・ 高齢者・身体障害者の円滑な移動に配慮 ・ 身体障害者用駐車スペースの確保 ・ バス乗り場の新設 ・ 案内板の設置 等	平成 19 年 ～平成 26 年 ※区画整理事業のスケジュールに合わせて整備
自由通路	○自由通路の新設 ※「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき整備を行う。 ・ エレベータの設置 等	東西駅前広場の整備スケジュールに合わせて整備

図 6 交通バリアフリー基本構想図



6. おわりに

本基本構想を取りまとめるにあたり、交通バリアフリー基本構想策定協議会を通じて構想立案にご協力いただいた、高齢者団体、障害者団体、地域住民の各代表の方々、並びに公共交通事業者、公安委員会、道路管理者の各事業者の方々に深く感謝の意を表します。